



議会を傍聴して 市の動きを知りましょう!



本会議は、一般に公開されており、どなたでも自由に傍聴することができます。
議会での議員の発言や、市長の考えなどを直接聞くことができます。
第2回定例会は、6月2日(火)から開会予定となっております。
お気軽にお越しください。

2月

- 12日 石岡地方斎場組合議会定例会
- 13日 茨城県市議会議長会第2回議員研修会
- 16日 議会運営委員会、産業建設委員会
- 茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会

- 17日 文教厚生委員会
- 18日 茨城県南市議会議長会定例会
- 19日 総務委員会

- 24日 湖北環境衛生組合議会定例会
- 26日 議会運営委員会、全員協議会
- 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会定例会

3月

- 3月3日～3月24日 第1回定例会
- 3日 議会運営委員会、
- 6日 議会運営委員会、全員協議会
- 9日 文教厚生委員会、産業建設委員会
- 平成27年第1回定例会議案審査特別委員会

4月

- 10日 平成27年第1回定例会議案審査特別委員会
- 12日 平成27年第1回定例会議案審査特別委員会
- 13日 平成27年第1回定例会議案審査特別委員会
- 16日 平成27年第1回定例会議案審査特別委員会
- 17日 議会運営委員会、全員協議会
- 24日 平成27年第1回定例会議案審査特別委員会
- 議会運営委員会、全員協議会

5月

- 17日 産業建設委員会
- 24日 議会だより編集特別委員会
- 30日 議会だより編集特別委員会
- 1日 土浦地区防犯協合理事会

一部事務組合とは？

豆辞典

普通地方公共団体及び特別区が、その事務の一部を共同で処理するために設ける地方公共団体の組合をいう。

一部事務組合は、これを構成する地方公共団体とは別個の法人格を有する特別地方公共団体である。したがって、組合固有の区域、権能及び構成員を持つが、組合の直接の構成員は、住民でなくこれを構成する地方公共団体である。

一部事務組合が設立されれば、構成団体は、その事務を一部事務組合に引き継がなければならない、共同処理するものとされた事務は、構成団体の事務ではなくなる。

(地方議会運営辞典より抜粋)

編集後記

お祈り申し上げます。
元気に郷土の未来を描き出して参りましょう。

桜前線とともに水稲種蒔が北上、水田の新緑が笑い、実りつくるみどりの山、漁待つ光る湖面、蕉風にツバメ飛ぶ春の息吹きの季節を迎えています。
健康一番、市民のみなさんのご健勝を

議会だより編集委員 設楽 健夫

ご意見をお寄せ下さい